

# 令和4年度から 特別支援教室の拠点校を増設します。

府中市では、全ての市立小・中学校に特別支援教室を設置し、特別支援教育の充実を図ってまいりました。この特別支援教室は、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を対象として、拠点校の教員である巡回指導教員が、各学校を巡回して指導することにより、児童・生徒が抱える学習上・生活上の困難さの改善・克服するための特別な指導を、在籍する学校で受けられるようにするものです。

現在、小学校5校、中学校2校が特別支援教室の拠点校になっていますが、指導を一層充実させるため、令和4年度から拠点校を小学校10校、中学校4校に増やします。

この増設に当たり、拠点校が担当する学校を再編成するなどの変更が生じます。本リーフレットの内容を御確認いただくとともに、本市の対応について、御理解くださいますようお願いいたします。

## 1 どうして拠点校を増やすのですか。

拠点校を増設するに当たって、日常的に連携している地区を基本に、拠点校の巡回指導教員が担当する学校を再編成します。

これにより学校間の連携が更に緊密になり、在籍学級と特別支援教室での連続した指導につながります。そのため、入室している児童・生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導・支援を行うことができます。



## 2 新しい拠点校はどこですか。

令和4年度からの拠点校と、各拠点校が担当する学校（巡回校）は次のとおりです。

※      は、令和4年度からの拠点校

拠点校	巡回校	拠点校	巡回校
府中第三小学校	府中第五小学校	若松小学校	府中第二小学校
府中第八小学校	府中第四小学校	南白糸台小学校	小柳小学校
府中第九小学校	府中第一小学校	日新小学校	四谷小学校
府中第十小学校	白糸台小学校	府中第三中学校	府中第八中学校
武蔵台小学校	府中第七小学校、本宿小学校	府中第五中学校	府中第一中学校、浅間中学校
住吉小学校	矢崎小学校、南町小学校	府中第六中学校	府中第二中学校、府中第九中学校
新町小学校	府中第六小学校	府中第七中学校	府中第四中学校、府中第十中学校

## 3 なぜ、拠点校から巡回して指導する仕組みなのか。



特別支援教室では、児童・生徒の障害の状態に応じて、一人一人の指導内容が異なることから、巡回指導教員が、日常的に指導の方法や教材等を共有したり、実践事例を蓄積したりできる体制とすることで、指導が充実することを目指しています。そのため、拠点校に巡回指導教員を集中的に配置し、巡回する体制としています。

# 4

## 引き続き、特別支援教室を利用する場合、担当する先生はどうなりますか。

拠点校の増設に伴い、各拠点校の担当する学校が変わるところもあります。そのため、これまで担当していた巡回指導教員が令和4年度から変わる可能性があります。

巡回指導教員が変わることで、心配なこともあるかもしれませんが、現在の拠点校と新しい拠点校との間で、引継ぎ等を丁寧にいき、令和4年度からの指導が円滑に実施できるように努めます。



# 5

## 特別支援教室は、どのような児童・生徒が対象ですか。

対象は、次の内容に全て当てはまる児童・生徒です。

- 通常の学級に在籍している児童・生徒
- 知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒
- 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒

\* 特別な指導 — 特別支援教室では、個別指導を中心に、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。

# 6

## 特別支援教室には、どのように入室するのですか。

児童・生徒の状況を把握し、指導・支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、市教育委員会の入室検討委員会において、入室を決定します。

特別支援教室の対象となる発達障害等は、外見から困難さが見えにくいため、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあります。また、本人や保護者の方も学習上・生活上の困難が、障害に起因していることに気付きにくい場合もあるため、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、在籍学級での生活が充実したものになります。

学習や生活で困っていることありましたら、在籍する学校や市立教育センターに御相談ください。

